

第 3 期桐生市子ども・子育て支援事業計画 変更箇所及び理由

変更箇所	変更理由
<p>[計画書 P. 92]</p> <p>第 5 章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策 3. 幼児期の教育・保育、地域における子育て支援 施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進 (9) 延長保育事業 (0～5 歳) ●確保方策 (令和 8 年度以降のか所数)</p>	<p>保育所 1 か所 (すみれ保育園) が令和 7 年度をもって閉園することから、令和 8 年度以降の確保方策 (実施か所数) を全 30 か所に変更するものです。</p>
<p>[計画書 P. 94～96]</p> <p>第 5 章 3. 施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進 (11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 及び放課後 子供教室の整備 (小学生) ●確保方策 (令和 8 年度以降の放課後児童クラブの利用 定員人数) : 相生・神明・広沢・新里東小学校、全クラブ合計</p>	<p>相生・広沢小学校の放課後児童クラブは、児童増加に伴い支援単位を増設し、クラブ室を追加します。また、新里東小学校のクラブは、令和 8 年度から保育室の利用場所が変更されるため、各クラブの令和 8 年度以降の確保方策 (利用定員人数) を見直すものです。 なお、神明小学校については、計画数値の訂正になります。</p>
<p>[計画書 P. 100]</p> <p>第 5 章 3. 施策目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進 (18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ●事業概要</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和 7 年 9 月 29 日に改正 (令和 8 年 4 月 1 日から適用) され、計画の基本的記載事項 (必須記載事項) として「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」を位置づけることとされたため、追記するものです。</p>